

自主研修会・地域処遇会議・ミニ集会 報告書の記入について

各分会及び保護司間で行われた研修会・会議などについて別紙報告書の提出をお願いいたします。従来、各分会で実施されていた会合などで、保護観察所へ未報告が多数あると思います。予算枠の範囲で実費弁償金の申請をいたしたいと存じます。ご協力をよろしくお願いいたします。

報告の分類は、次のように分類してください。

【自主研修会】

分会単位の総会・役員会・ケース研究会・実務研修会・講演会等

(注)その内容や実施時間等が社会通念上、保護司の公的な活動としてふさわしいと認められる場合に限る。よって、次の状況である場合は実費弁償の対象とならない。

- 研修会の内容が施設等の単なる見学のみであり、保護司間の協議等が行われていないもの。
- 保護司間の協議が、移動中のバス車内や昼食・夕食と兼ねて実施されているもの。
- 保護司間の協議時間が、一般常識に照らして極めて短時間であるもの。

【地域処遇会議】

保護司間による小規模中規模の処遇協議・勉強会・情報交換会等(複数の分会の会合も可)
(会議要件)

- ① 保護司・保護司会が主催したものであること。
- ② 複数人(二人以上)の保護司等による集まりであること。
- ③ 会議等の内容が処遇や地域活動(犯罪予防・更生援助活動)に関するものであること。

【ミニ集会】

保護司が近隣住民に犯罪予防の観点から気軽に話し合う集会です。

- 隣近所の人々が気軽に集まり、身近な問題を自由に話し合う場です。犯罪予防の趣旨を地域社会に深く浸透していくための地域密着型の活動です。
- 対話集会と言われ、講義を一方向的にきくだけではなく、地域住民一人ひとりが主体的に発言し、参加することに意義があり、地域住民の意識の向上に大きな効果があります。
- 単なる PR(広報)ではなく、CR(コミュニティ・リレーションズ:地域における人間関係)の確立にあります。
- 呼びかけについて

広く地域住民に呼びかける方法もありますが、集会のテーマや目的をある程度明確にして、それに関心を持つ層に重点的に呼びかけることが効果的です。

(例)

- ◇ 就学前の子どものしつけ→幼稚園・保育園・保健所と連携して保護者に呼びかけ
- ◇ 思春期の子どもの抱える問題→小中学校区単位での呼びかけ(PTA 等)
- ◇ 地域の中で取り組むべき問題→自治会を通しての呼びかけ
- ◇ 青少年指導に関わる人々とのミニミーティング→関係機関を通しての呼びかけ